

第4章 施策の展開

1. 基本施策別の取組

基本施策1 こどもの育ちを支える

(1) 総合的な子育て支援の充実

現状と課題

- 核家族化や地域とのつながりの希薄化により、保護者への子育ての負担・育児への不安が大きくなっています。このため、こどもを育てやすい環境の整備を図るとともに、社会全体が子育ての大切さを認め、積極的に支援することが求められています。
- 若い世代や子育て家庭が抱える様々な課題に向き合い、不安や負担を和らげるため、妊娠・出産から子育て、こどもから若者まで各段階に応じた切れ目のない支援を行っていく必要があります。
- 子育て家庭・こどもの状況に応じた情報提供や相談支援、教育・保育や母子保健、小児医療、居場所の充実など、こどもとその家庭に対する一体的・総合的な支援を通じて、安心してこどもを産み育てられ、こどもが健やかに成長できる環境づくりが重要です。

方向性

- 子育て家庭を社会全体で支える取組を推進し、子育て家庭の孤立や子育ての負担感の解消を図ります。
- 様々な事由により、こどもの養育にかかる支援が必要な家庭に対し、適切なサービスが利用できるよう支援を行います。
- 妊娠期から子育て期、こどもに対する切れ目のない支援に資するサービスの内容精査、メニューの充実について絶えず検討します。
- 家庭や職場、地域で一人ひとりが子育てを支えていく取組に関する啓発を進め、「社会全体で子育てを支える」機運を醸成します。

主な推進事業

| 事業名【担当課】 | 事業概要 |
|----------------------------------|---|
| 子育て家庭優待事業 【こども育成課】 | 事業者、地域、行政との連携により、社会全体で子どもと子育て家庭を応援する取組を進めます。18歳未満の子どもを持つ子育て家庭や妊娠中の方に配布する「はぐみんカード」を協賛店舗・施設「はぐみん優待ショップ」で提示することにより、事業所が独自に設定する割引やサービスなどの特典を受けることができます。 |
| ファミリー・サポート・センター事業 【こども家庭センター】 | 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進します。 |

| 事業名【担当課】 | 事業概要 |
|--------------------------------------|--|
| 子育て短期支援事業 【こども家庭センター】 | 保護者が病気や出産、看護などで養育が一時的に困難になった場合や子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設や里親宅で児童の養育を行います。 |
| 産前産後ホームヘルプ サービス 【こども家庭センター】 | 妊娠中及び出産後の家庭にヘルパー等を派遣して、家事や育児の支援を行います。 |
| 子育て支援センター事業 【保育課・総合子育て支援センター】 | 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流の場としてプレイルームを提供し、子育て相談、子育て情報の提供、サークル支援等を行います。 |
| つどいの広場事業 【保育課・総合子育て支援センター・ふくし相談課】 | 就学前の子どもをもつ保護者とその子どもが気軽に集い交流できる場所の提供と育児相談を行います。 |
| 地域子育て支援拠点 運営補助 【保育課】 | 親子療育の実績のある事業者によるつどいの広場（地域子育て支援拠点事業）及び一時預かり事業に対し、運営費の一部を補助します。 |
| 子育て広場事業 【保育課・総合子育て支援センター】 | 保育園の園庭や保育室の一部を開放して、遊びの場を提供するとともに子育て相談にも応じます。 |
| 子育て支援の会 【総合子育て支援センター】 | 地域の民生委員・児童委員を中心に活動する子育て支援の会に、貸出物やふれあい遊びの提供や活動紹介を行います。 |
| 子育て人材バンク 【総合子育て支援センター】 | 子育てに関する技能や知識を生かしたい団体や個人の登録バンクの運営を行います。 |

数値目標

| 項目 | 現状値（基準年度） | 目標値（令和11年度） |
|--|---------------|---------------|
| ファミリー・サポート・センター事業 延べ利用人数（就学前児童／小学生） | 3,845人／4,848人 | 4,864人／3,636人 |
| 子育て支援センター事業利用者数 | 47,434人 | 47,500人 |
| つどいの広場事業利用者数 | 53,940人 | 54,000人 |

(2) 子育て支援に関する相談体制・情報提供の充実

現状と課題

- 核家族化や地域とのつながりの希薄化により、保護者への子育ての負担・育児への不安が大きくなっています。保護者の育児不安を軽減できるよう、気軽に相談することができ、必要な情報が得られるよう、相談体制や情報提供の充実を図る必要があります。
- 市民意識調査によると、妊娠、出産、子育てを通じて、困ったことや悩んだことについて、「子どもの育て方やしつけ方」が最も高くなっており、身近な地域における専門的な支援も含めたよりきめ細やかな相談、情報提供などが求められています。

方向性

- 母子健康手帳や各種ガイドブック、SNS配信などを通じて、こどもの成長に合わせて役立つ情報を提供し、育児不安の軽減を図るとともに、内容の充実に努めます。
- 総合的な相談・支援体制の充実を図り、利用者の利便性の向上を図るとともに、相談・支援拠点間の円滑な情報共有・連携体制を整えます。

■すくすく情報紙



■岡崎市子育てハンドブック



■子育て応援すくすくLINE ポスター



主な推進事業

| 事業名【担当課】 | 事業概要 |
|--------------------------------------|--|
| 子育て支援情報発信 【こども育成課】 | 子育てに関する市の情報（支援制度や各種相談窓口、子育て関連施設など）をわかりやすく1冊の情報誌にまとめた「子育てハンドブック」の子育て家庭への配布及び妊婦及び0～3歳未満の子を持つ保護者とその家族を対象に、こどもの成長に合わせた子育て情報を提供する「子育て応援すくすくLINE」の配信を行います。 |
| すくすく情報紙発行 【総合子育て支援センター】 | 市内の子育て情報を中心に、わらべうた、子育てコラムなど、子育てに役立つ情報を毎月発行します。 |
| 子育て支援団体情報の提供 【こども育成課】 | 地域における子育て支援活動のより一層の推進を図るため、子育て支援活動を行う団体の子育て世帯への情報提供及び団体相互の交流・連携を推進する取組を進めます。 |
| 民生委員児童委員協議会関連 【地域福祉課】 | 地域の見守り活動や子育て支援活動を通じて、子ども子育てに関する相談や支援を行います。 |
| 岡崎げんき館つどいの広場事業（子育てアドバイザー） 【保健政策課】 | 子育てアドバイザーによる子育て相談を受けるとともに子育て親子が自由に遊べる場も提供しています。また近隣の大学生を始めとするボランティアを活用し、子育て支援に関わる人材の育成にも取り組んでいます。 |
| 岡崎げんき館サークル活動支援業務 【保健政策課】 | 地域で活動する子育てサークルを支援するため、サークル運営に関するアドバイスをするとともに、各サークル活動の情報発信の場を提供しています。 |
| 利用者支援事業 【総合子育て支援センター・こども家庭センター】 | 子育て中の親子の身近な場所において、利用者支援専門職員を配置し、子育て支援事業などの情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連携を図ります。 |
| 地域子育て相談機関 【総合子育て支援センター】 | 総合子育て支援センターなどにおいて、全ての子育て世帯などが身近に相談することができる相談機関を整備します。 |
| すくすくテレホン 【総合子育て支援センター】 | 就学前のお子さんの子育て相談に応じ、助言や情報提供等を行います。 |

数値目標

| 項目 | 現状値（基準年度） | 目標値（令和11年度） |
|-------------------|-----------|-------------|
| 子育て支援情報発信LINE登録者数 | 3,936人 | 4,200人 |
| 子育て支援団体登録団体数 | 42団体 | 45団体 |

(3) 親育ちの支援

現状と課題

- 家庭は子育てや教育の出発点となる場所であり、こどもの健やかな成長のためには、保護者自身が家庭教育の重要性を理解し、こどもの育て方・しつけ方を学ぶことができる環境が重要です。
- 親同士がつながり、心にゆとりを持って子育てができるよう、地域の親や子が集い、交流を深めることを通じて、学び、支え合える環境づくりが求められます。
- 子ども・若者調査によると、安心できる場所の上位に「自分の家」や「自分の部屋」が挙がっており、家庭はこどもにとって最も身近で大切な居場所であるといえます。そのため、こどもにとって居心地の良い家庭環境を築けるよう支援していくことが重要です。

方向性

- 子育て講座や体験型妊婦教室など、保護者や親子を対象とした各種講座や教室等を開催し、親としての学びの機会を提供します。また、父親の育児参加を促す取組を進めます。
- 地域の市民活動団体や子育てサークルとの連携により、子育て家庭を地域で支えるとともに、保護者の子育て力の向上が図られるよう、地域の子育て支援ネットワークづくりを進めます。
- 地域の親子が集い、交流できるような場や子ども会などの活動を通じて、親同士の交流機会の拡充を図ります。
- こどもにとって居心地のよい家庭環境を築くことができるよう、家庭環境の改善に資する取組を進めます。

主な推進事業

| 事業名【担当課】 | 事業概要 |
|------------------------------------|--|
| 子育て講座 【総合子育て支援センター】 | 総合子育て支援センター・地区子育て支援センター・つどいの広場において、子育てに役立つ様々な講座を開催します。 |
| 家庭教育推進 【社会教育課】 | 「家庭の日」の周知、子育てに関する悩みを解消するための子育て講座の開催など、各種の家庭教育事業を展開しています。 |
| 体験型妊婦教室 【こども家庭センター・健康増進課】 | 妊婦及びその御家族が安心して出産・育児に臨むことができるように、妊娠中の生活、父親・母親としての心構えや、育児などについての情報提供を行います。 |
| プレママ・プレパパ ようこそ 【総合子育て支援センター】 | 総合子育て支援センターにおいて、初めての妊娠中のプレママとその家族対象に、館内の見学・子育て支援情報を紹介する教室を開催します。 |

| 事業名【担当課】 | 事業概要 |
|---|--|
| 初めてママのためのひろば 【総合子育て支援センター】 | 総合子育て支援センター、地区子育て支援センターにおいて、初めての子育てをしている親子と一緒に遊んだり情報交換したりするひろばを開催します。 |
| ようこそ岡崎 ～転入ママの集い～ 【総合子育て支援センター】 | 総合子育て支援センターにおいて、市外から転入してきた子育て中の親子を対象に、岡崎市の子育て支援情報を紹介し、質問会・座談会を開催します。 |
| パパのためのひろば 【総合子育て支援センター】 | 総合子育て支援センターにおいて、パパのためのひろばを開催します。 |
| サークル育成・支援 【総合子育て支援センター】 | 総合子育て支援センター、地区子育て支援センターにおいて、サークルの運営支援、活動の場や貸出物・制作物の提供、遊びの提供などを行います。 |
| 親子交流の拠点 (子育て支援センター事業) 【保育課・総合子育て支援センター】 | 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流の場としてプレイルームを提供し、子育て相談、子育て情報の提供、サークル支援等を行います。 |
| 親子交流の拠点 (つどいの広場事業) 【保育課・総合子育て支援センター・ふくし相談課】 | 就学前の子どもをもつ保護者とその子どもが気軽に集い交流できる場所の提供と育児相談を行います。 |
| 市民活動支援 【市民協働推進課】 | 地域交流センター等で子育て支援団体を含む多様な主体が協働した事業を行うことで、参加団体の連携の強化を図り、市民活動の活発化・定着化を目指します。 |
| 地域福祉活動費補助 【ふくし相談課】 | 市民の自主的な参加と協力により、地域福祉推進のため、子育て支援や安全安心を含めた地域の見守りを中心とした活動を支援します。 |

数値目標

| 項目 | 現状値(基準年度) | 目標値(令和11年度) |
|-------------|-----------|-------------|
| 子育て講座開催回数/年 | 54回 | 54回 |
| 体験型妊婦教室来場者数 | 367組 | 380組 |

(4) 保育サービスの充実

現状と課題

- 働く母親の増加など子育て家庭を取り巻く社会環境の変化により、子育て支援に関するニーズは多様化しています。行政や事業者はもとより、地域の様々な担い手により、こどもの育ちや子育て家庭を支援していく必要があります。
- 低年齢児の保育ニーズの増加や時間外保育や休日保育、一時預かり事業など、市民生活の変化に対応した多様な保育サービスが求められています。
- 保育園・認定こども園等の職員の業務負担の増加が課題となっています。職員が一人ひとりのこどもに向き合えるようにし、保育サービスの充実を図るには、専門人材の確保や賃金・労働条件の改善、職員の専門性向上が重要です。

方向性

- 多様化する保育ニーズに対応できるよう、第5章に掲げる整備計画を着実に進め、こどもと保護者の両方が心身ともに健やかに過ごすことができるよう支援環境を整えます。
- こどもを第一に考えた適切なサービスを提供するため、国の基準を超える保育士の配置を行います。また、研修制度の充実、施設設備・運営やカリキュラムについて公私立保育園・認定こども園で同一の処遇を行い、教育・保育の質に配慮した環境を整備します。
- 保育士の専門性の向上と質の高い人材を安定的に確保するため、潜在保育士の就職や保育園における潜在保育士の活用を支援します。

■保育等の実施



主な推進事業

| 事業名【担当課】 | 事業概要 |
|------------------|---|
| 保育等の実施 【保育課】 | 保護者の就労などの理由で保育が必要な場合に保護者に代わり保育を行う保育園、幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園で教育・保育を行います。 |
| 延長保育の実施 【保育課】 | 保育所等において、通常保育時間を超える保育ニーズに対応するため、延長保育を実施します。 |

| 事業名【担当課】 | 事業概要 |
|------------------------------|--|
| 休日保育事業 【保育課】 | 保護者の勤務などに伴う日曜日や祝日の保育ニーズに対応するため、休日において保育を実施します。 |
| 一時預かり事業 【保育課】 | 保護者の就労、病気、出産又は育児疲れの解消などのために、保育園において一時的に子どもの保育を行います。 |
| 病後児保育 【保育課】 | 症状の急変は認められないものの病気の回復期にあり、集団保育の困難な子どもを専用スペースにおいて一時的に預かります。 |
| 病児保育 【保育課】 | 症状の急変は認められないものの病気の回復期に至らない場合に、集団保育の困難な子どもを専用スペースにおいて一時的に預かります。 |
| 私立保育園 運営費の助成 【保育課】 | 私立保育園に対し、運営費の一部を補助します。 |
| 私立認定こども園 運営費の助成 【保育課】 | 私立認定こども園に対し、運営費の一部を補助します。 |
| 小規模保育事業所 運営費の助成 【保育課】 | 小規模保育事業所に対し、子育て支援事業に係る経費等の一部を補助します。 |
| 認可外保育施設 運営費の助成 【保育課】 | 認可外保育施設に対し、運営費の一部を補助します。 |
| 保育園園舎整備 【保育課】 | 老朽化した保育園園舎等の整備を行い、幼児教育・保育の機能や環境の向上を図ります。 |
| 保育士支援センター 【保育課】 | 保育士経験のある方や保育士資格を持ちながら働いていない方などの就職を支援します。 |
| 岡崎げんき館 病後児一時託児 【保健政策課】 | 病後回復期にある子ども（生後6か月から小学校3年生まで）を、日中（月～金、8～16時）預かります。 |

数値目標

| 項目 | 現状値（基準年度） | 目標値（令和11年度） |
|------------|---------------|-------------|
| 保育園等の待機児童数 | 19人（R6.4.1現在） | 0人 |

(5) こどもや母親の健康の確保

現状と課題

- 核家族化の進行等により子育てに関する知識や経験のないままに妊娠・出産・育児を迎える親が増加しています。
- 妊娠・出産・子育てを通じて困ったこと悩んだことについて、市民意識調査によると「子どもの発育・発達状況」、「子どもの健康」、「妊娠時の体調の変化や健康管理」、「出産時の不安」を選択した割合は前回調査時から増加しており（24 頁参照）、多くの保護者は、妊娠や出産、子育ては、身体・精神的負担が大きく、子どもの病気や成長に対して不安を感じています。
- 妊娠・出産・育児に関し母親が不安を感じることなく、健康を維持しながら育児を楽しむとともに、こどもが心身ともに健やかに成長していけるよう、妊娠・出産期から子育て期に至るまで、切れ目のない一貫した母子保健施策の充実が求められています。

方向性

- 妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から、児童福祉法の「妊婦等包括相談支援事業」と子ども・子育て支援法の「妊婦のための支援給付」を効果的に組み合わせることにより、妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援を実施します。
- 妊娠期から支援を要する妊婦を早期に把握して継続的な支援につなげます。
- 産後の母の心身の不調を早期に把握し、安心して子育てができるよう、健康診査と産後ケア事業を実施するとともに、母子の健康を確保するため、周産期関係の市内医療機関等と連携した支援を行います。
- 妊娠・出産・育児に関する相談の場として、妊産婦、乳児を対象とした健康相談やこころの健康相談を実施するなど、不安を解消するための支援に努めます。
- 乳幼児健康診査において経過観察が必要とされた場合には、速やかに指導を行い、必要に応じて専門医による相談など、事後指導相談体制の充実に努めます。
- 様々な機会をとらえて、誤飲や転落といった乳幼児の事故防止に関する啓発活動を行います。



主な推進事業

| 事業名【担当課】 | 事業概要 |
|--------------------------------------|--|
| 不妊専門相談センター 運営 【健康増進課】 | 不妊症看護認定看護師による不妊・不育専門相談、保健師等による不妊・不育症に関すること、不妊治療と仕事の両立に関することの相談及び不妊治療、不育症検査に関する情報提供を行います。 |
| 妊婦等包括相談 支援事業 【こども家庭センター】 | 児童福祉法に基づき、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。 |
| 妊産婦・乳幼児 健康診査 【こども家庭センター・健康増進課】 | 母子保健法に基づき、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進並びに異常の早期発見や早期治療を促すため適切な時期に健康診査を実施します。発達に関しては専門医による再健康診査（1歳6か月児健康診査事後）の実施など、健康診査事後支援に努めます。 |
| 妊産婦・乳幼児 保健指導 【こども家庭センター・健康増進課】 | 妊娠届出時面接から始まる、アセスメントを実施し、相談や指導、適切なサービス情報を提供します。対象となる妊産婦・乳幼児等については妊娠期から支援をし、健やかな妊娠・出産・育児が迎えられるよう関係機関と連携し妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実施します。また、妊産婦・乳幼児健康診査で継続観察が必要とされた場合には、事後支援や相談対応に努めます。 |
| 産後ケア事業 【こども家庭センター】 | 出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。 |
| 助産扶助 【こども家庭センター】 | 保健上で入院助産を受ける必要があるにもかかわらず、経済的な理由により出産費用を負担できない妊産婦に対し、助産施設において入院出産できるよう援助を行います。 |

数値目標

| 項目 | 現状値（基準年度） | 目標値（令和11年度） |
|--|-----------|-------------|
| 妊産婦・乳幼児健康診査 母子健康手帳、妊産婦・乳児健康診査受診票の早期 （妊娠週数11週までの）交付率／再健康診査受診率 | 95％／95％ | 95％／95％ |
| 妊産婦・乳幼児保健指導 妊娠届出時面接実施率／産科医療機関からの連絡ケー スへの支援実施割合 | 99％／100％ | 99％／100％ |

(6) 小児医療の充実

現状と課題

- 小児医療は、こどもの健やかな成長と、子育て家庭の育児面における安全・安心の確保を図る基盤として非常に重要です。
- 乳児健康診査や予防接種の個別化、小児救急医療に関する情報提供などの取組により、本市では乳児期からかかりつけ小児科医を持つ保護者の割合が増加しています。この流れを継承しつつ、関係機関との連携により、安心して受診できる体制を整備していくことが求められます。

方向性

- ホームページによる周知、母子健康手帳における各種相談窓口一覧表の掲載、こどもへの感染防止と愛知県の小児救急電話相談の周知など、小児医療の正しい知識と受診に向けた取組を進めます。
- かかりつけ小児科医の普及を図るとともに、引き続き安心して受診できる環境づくりを関係機関との連携により進めます。

■子どもの急病ガイドブック表紙



主な推進事業

| 事業名【担当課】 | 事業概要 |
|----------------------------|--|
| 救急医療 利用適正化対策 【保健政策課】 | 市民が救急医療サービスを適正に利用するための各種事業を実施します。 ・救急医療の適正利用に関する市民啓発 ・岡崎幸田救急医療対策懇話会の開催 ・救急医療に関する情報収集と分析 |

数値目標

| 項目 | 現状値 (基準年度) | 目標値 (令和11年度) |
|----------------------------|-------------|--------------|
| 救急医療利用適正化対策子どもの急病ガイドブックの周知 | 紙配布 12,000冊 | 100%電子化 |

(7) 乳幼児期の養育の充実

現状と課題

- 乳幼児期の遊びは発達の基礎を築き、精神的な成長を促す上で重要な役割を果たします。こどもが興味・関心を持ち、こども自身の主体的な活動を引き出す取組が求められます。
- 乳幼児期の成長は家庭での養育が基盤となります。家庭と幼稚園・保育園・認定こども園などが協力・連携しながら、こどもの生きる力の基礎を培い、その力を育み、健やかな育ちを支えることが重要です。

方向性

- 各幼稚園・保育園・認定こども園を取り巻く地域の自然・社会環境や建学の精神、保育理念などに基づく特色を活かし、こどもが興味・関心を持ち、こども自身の主体的な取組を引き出せる教育、保育を展開します。
- 遊びの実践について幼稚園教諭・保育士・保育教諭の研修を充実させ、教育・保育の質の向上を図ります。
- 市内の幼稚園・保育園・認定こども園及び小学校が、それぞれの教育の独自性と連続性を理解し合いながら、交流や連携を図ります。
- 安全な教育・保育環境を確保するため、乳児の睡眠中や食物アレルギーへの配慮、校外活動時の安全管理等、こどもの年齢に応じた活動内容に留意し、重大な事故の発生防止に取り組めます。

主な推進事業

| 事業名【担当課】 | 事業概要 |
|--|--|
| 保育士・保育教諭の研修 【保育課】 | 保育士・保育教諭に対して研修会や講演会を開催し、保育の質の向上を図ります。 |
| 私立幼稚園教員の研修 【保育課】 | 私立幼稚園の教員研修事業に対し、経費の一部を補助します。 |
| 保育園・こども園職員向け 保健講習会 【保育課・総合子育て支援センター】 | 普通救命講習会、水遊び対応講習会等を行い、園児の緊急時に対応できる職員の育成を図ります。 |
| 保育園保健連絡会議 【保育課・総合子育て支援センター】 | 保育園と園医が連携し、保育園児の健康と安全を確保します。 |
| 園保健会 【保育課・総合子育て支援センター】 | 保育園・こども園・幼稚園職員と園医が集まり、園児の健康と安全の確保ができるように情報共有を図ります。 |

数値目標

| 項目 | 現状値（基準年度） | 目標値（令和11年度） |
|----------|-----------|-------------|
| 園保健会開催回数 | 1回 | 1回 |

基本施策2 こどもの成長を切れ目なくサポートする

(1) こどもの意見聴取

現状と課題

- 社会とのかかわりの中で、こどもが自由に意見を表明することができる機会や場は限られています。
- こども基本法は、こども施策の実施等においてこどもの意見を反映するために必要な措置を講じることを国や自治体に義務付けています。
- こどもの状況やニーズをよりの確にふまえ、こども施策を実効性のあるものとするため、積極的にこどもの意見を聴く機会を設ける必要があります。

方向性

- 多様なこどもが自由に意見を表明できるよう、様々な手法や機会を組み合わせるこどもの意見表明・参画を推進します。
- 多様な手段や経路を活用して、こどもの意見表明・参画の機会の周知を図ります。
- 既存の事業や仕組みを生かし、こどもの市政への参画を推進します。
- こどもが安心して意見を表明できる環境づくりを進め、意見反映の結果の適切なフィードバックを行います。

■おかざきこども会議



主な推進事業

| 事業名【担当課】 | 事業概要 |
|--------------------------------|---|
| おかざき子ども会議 【こども育成課】 | 「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」ことを大切にするため、こども自身が市の施策について話し合う「おかざき子ども会議」を開催します。 |
| こんな岡崎市だったら いいな♪ 【こども育成課】 | 市内在住・在学・在勤の18歳までのかたから自由に意見を募集します。 |

数値目標

| 項目 | 現状値（基準年度） | 目標値（令和11年度） |
|--------------|-----------|-------------|
| おかざき子ども会議開催数 | 令和6年度開始事業 | 1プロジェクト |

(2) 食育の推進

現状と課題

- 食に関する知識とバランスのよい食を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育む食育は生きる上での基本であり、こどもの健やかな成長にとって不可欠です。
- こどもや親が食育に関する正しい知識を習得できる機会や情報提供を行うとともに、家庭や学校・園、地域などで食育を広く推進することが求められます。

方向性

- 保育園・幼稚園・認定こども園、学校における農業体験や、保育園での行事食や郷土料理、小中学校での給食提供などを通じて、食への関心を高める取組を進めます。
- 児童生徒への給食は、食材や調理方法などを工夫し、栄養のある給食を提供します。また、食材に岡崎市産の米や野菜、果物、味噌を使用するなど、地産地消を推進します。

■第4次岡崎市食育推進計画表紙



主な推進事業

| 事業名【担当課】 | 事業概要 |
|--------------------------|---|
| 食育推進 【保健政策課】 | 令和5年3月に策定した第4次岡崎市食育推進計画に基づき、「食育」に関する施策を総合的、計画的に推進します。 |
| 行事食・郷土料理 の提供 【保育課】 | 地産地消など食育を推進するため、保育園・こども園の給食に季節の行事食や郷土料理を提供します。 |
| アレルギー除去食 の提供 【保育課】 | 各保育園の実情に応じて可能な範囲で個々のレベルに合わせた除去食を提供します。 |
| 学校給食の提供 【教育政策課】 | 児童生徒が身体的にも精神的にも大きく成長する大切な時期に栄養のバランスのとれた学校給食を提供することで、児童生徒の健康の保持増進を図るとともに、学校給食を通じた食育を推進します。 |
| 地産地消の推進 【学校給食センター】 | 学校給食の食材に岡崎市産及び愛知県産の食材を使用することで、地産地消の推進を図ります。 |

数値目標

| 項 目 | 現状値 (基準年度) | 目標値 (令和11年度) |
|--|------------|--------------------|
| 食育推進健康 食育だより発行回数/食育推進協働事業実施数 | 3回/7回 | 3回/増加 ※令和8年度目標値 |
| 学校給食における地場産物の使用割合 (愛知県内産青 果物 (金額ベース)) | 39.8% | 45.0% |

※第4次食育推進計画 計画期間 令和5年度～令和8年度

(3) 思春期保健対策の充実

現状と課題

- 心や体の発達にとって重要な時期である思春期においては、喫煙、飲酒、薬物など健康を脅かす問題に関する正しい知識の習得が必要です。
- 本市では、若年出産や 10 代の性感染症罹患者が減少しないことが課題となっています。
- 将来の親となる世代が家庭の大切さや生命との関わりについて理解を深められるよう、思春期からの保健施策が重要です。

方向性

- 保健・医療・福祉・教育の関係者の連携を一層強化し、自分や生命を大切にする心を育てる教育を推進するとともに、喫煙、飲酒、薬物など健康を脅かす問題に関する個々の情報選択能力の向上を図ります。
- 生命の教育とあわせて、年代に合わせた性の正しい知識を伝えていくことにも努め、性感染症や望まない妊娠を防ぐために、関連機関との連携を強化します。
- 次世代の親となるこどもには、家庭科の授業や職場体験などを通じて乳幼児とふれあう機会を提供し、生命の大切さ、家庭の役割等への理解を深めるなど、こどもや家庭の大切さを知るための機会を拡充します。

主な推進事業

| 事業名【担当課】 | 事業概要 |
|-------------------------------|---|
| 出前講座 「生と性の健康教育」 【健康増進課】 | 対象者に合わせていのちの大切さ、生と性についての健康教育を実施します。 |
| 薬物乱用防止啓発 【生活衛生課】 | 薬物乱用防止教室やその他の講習会、街頭キャンペーンなどにより、薬物についての知識を周知するとともに、薬物乱用防止を啓発します。 |
| エイズ・特定感染症 関連 【生活衛生課】 | HIV 感染症・エイズ及び特定感染症（性感染症・ウイルス性肝炎）のまん延防止等のため、正しい知識の普及啓発、検査及び相談対応を実施します。 |
| 感染症予防啓発 【生活衛生課】 | 感染症法に基づき感染症の発生動向を把握し、感染症に関する注意喚起・情報提供を行うことで感染症の発生及びまん延を防止します。 |
| 予防接種業務 【ワクチン接種推進室】 | 予防接種法に基づき、定期予防接種として子宮頸がん予防接種を実施します。 |

数値目標

| 項 目 | 現状値 (基準年度) | 目標値 (令和11年度) |
|---------------------------------------|-------------|--------------|
| 出前講座「生と性の健康教育」実施回数 | 21回 | 21回 |
| 薬物乱用防止啓発 薬物乱用防止教室開催回数 | 32回 | 35回 |
| エイズ・特定感染症関連 予防啓発講座の受講者数/性感染症検査受検者数 | 2,348人/482人 | 2,500人/700人 |

(4) 人間性・社会性を育む体験活動の推進

現状と課題

- 地域社会のつながりの希薄化などにより、人としての基本的な人間性や社会性を築き上げていくことが、これまでに比べ難しくなっています。このような状況を踏まえ、子どもたちが様々な体験活動を通じて、豊かな人間性や創造性を育む機会をつくることが求められています。
- 都市化の進展に伴い、子どもたちの遊びにも変化が見られ、自然離れが進んでいます。外遊びをすることが少なくなった子どもたちが自然を感じ、環境に対する理解を深めることができる機会を提供していく必要があります。

方向性

- ボランティアなどの地域貢献活動や芸術・文化・歴史などに触れる機会、野外での自然体験、木に対して理解を深める木育や動物とふれあう機会など、多様な体験活動の充実を図り、広い視野を持ち、豊かな人間性や社会性を養う取組を進めます。
- 乳児期に絵本の楽しさを届ける「ブックスタート」、中央図書館や地域図書室、幼稚園・保育園・認定こども園などでの読み聞かせ活動、小中学校での読書推進の取組など、「子ども読書活動推進計画」に基づき、本に親しむ取組を進めます。

■動物愛護啓発事業（自由研究イベント）



主な推進事業

| 事業名【担当課】 | 事業概要 |
|--------------------------|---|
| 姉妹友好都市交流 【多様性社会推進課】 | 岡崎市では、現在、海外3都市と姉妹友好提携をしており、周年をはじめとして訪問団の相互派遣が行われています。本業務活動は、訪問団の受入・派遣等の交流を行います。（姉妹都市：アメリカ・ニューポートビーチ市、スウェーデン・ウッドバラ市、友好都市：中国・呼和浩特市） |
| 親子造形センター事業 【岡崎地域文化広場】 | 「おかざき世界子ども美術博物館」の教育機能と連動させ、誰でも気軽に創作活動が行えるように制作の指導をすることで、創作活動を通して、親と子の心のふれあいや、子ども同士の友情を深める機会を提供します。 |

| 事業名【担当課】 | 事業概要 |
|------------------------------------|---|
| 岡崎げんき館 子育て関係教室 【保健政策課】 | 子育て中の親子を対象とした各種教室や季節のイベントなどを開催しています。 |
| おかざき自然体験の森 【環境政策課】 | 里山の良好な自然環境を保全し、環境教育の推進を図るため、市民及び市民活動団体等と行政のパートナーシップによる『市民参加型の環境教育拠点』を目指し、市民活動団体又は市主催による自然体験プログラムを実施します。 |
| 少年自然の家 【少年自然の家】 | 少年を自然に親しませ、自然の中での集団生活、集団活動等を通じてその情操や社会性を豊かにし、心身を鍛錬し、健全な少年の育成を図ることを目的とする社会教育施設です。市内の小学5年生の「山の学習」を始め、小学校・中学校の教育計画に基づく活動及び引率者のある少年団体を対象に、自然の中で集団宿泊生活の機会を提供します。 |
| 環境啓発業務 【環境政策課】 | 岡崎市環境基本計画の環境目標5「環境を考え実践するまちに」に基づき、市民・事業者の環境意識を向上させ、市民、事業者、市が一体となって環境問題に取り組むため、環境教室・環境学習等の啓発事業を実施します。 |
| ホタル学校 【中山間政策課】 | 岡崎市ホタル学校条例に基づき、都市地域と中山間地域の交流を促進し、中山間地域の活性化等を図ること及び、ホタルを通じて市民一人ひとりが自然との共生を考え、行動することができるよう環境教育及び環境学習の推進を図るための場所を提供します。 |
| 動物愛護啓発 【動物総合センター】 | 動物愛護精神の啓発、動物とのふれあいを通じて命の大切さを感じ学ぶことができる機会を提供します。 |
| 東公園動物園 【動物総合センター】 | 動物とふれあう機会など体験活動や、共生する生きものについて考えるイベントを通じて、豊かな人間性や社会性を養います。 |
| 1日消防士体験 【消防本部予防課】 | 小・中学生を対象に1日消防士体験を実施することで、消防署が社会の中で担っている役割を学びます。また、体験者一人一人が協調性を持ち、一つの体験に取り組むことでチームワークを養い、より良い人間性を育むことを目指します。 |
| 地球温暖化防止活動支援 【ゼロカーボンシティ推進課】 | 岡崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）に基づく各事業を推進します。 |
| 総合検査センター こども教室等開催 【総合検査センター】 | 「夏休みこども教室」等の開催を通じ、環境に関する周知や環境保全に対する関心の向上を図ります。（新型コロナウイルス感染症対策で令和2年度から令和5年度まで休止） |
| 水に関する市民啓発 【上下水道局総務課】 | 浄水場見学や出前講座を活用して、水道の安全性や下水道の重要性を伝えるとともに、水の大切さについて周知啓発を図ります。 |
| ブックスタート実施 【中央図書館】 | 親子が「ことば」を通じたあたたかな時間をわかちあうきっかけづくりとして、市内に生まれたすべての赤ちゃんと保護者に、絵本を開く体験と一緒に絵本の楽しさを届けます。 |
| 児童読書活動支援 【中央図書館】 | 市内小中学校や特別支援学校、保育園等を対象に、学校や園及び子どもたちのニーズに応じた資料を選書して提供することで、すべての子どもが読書に親しむ環境整備の支援をします。 |

数値目標

| 項目 | 現状値（基準年度） | 目標値（令和11年度） |
|--------------------------------|-----------|-------------|
| おかざき自然体験の森 おかざき自然体験の森施設入場者数 | 19,470人 | 22,000人 |
| ホテル学校入場者数 | 12,168人 | 14,000人 |
| 動物愛護教室等開催クラス数 | 52クラス | 50クラス |

(5) 未来を拓き、豊かに生きる力を育む教育の充実

現状と課題

- 一斉型授業からの脱却、個に応じた学習展開、主体的・対話的で深い学びなど、学び方の多様化が進み、様々な形態の教育が生まれています。技術革新に伴い、ものの見方・考え方が変容して行く中で、これからの時代を生きることもたちに必要な能力を習得させることが求められています。
- 少子高齢化の進行、国際化の進展、性の多様性への関心の高まりなど子どもたちを取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。それぞれの教育的ニーズを把握し、多様な社会に対応した、きめ細やかな指導・支援を行うことが求められています。
- 児童生徒が予測できない未来社会をたくましく生き抜き、自己実現を目指していくために、「岡崎版GIGAスクール構想」に基づき、ICTを主体的に活用し、新たな価値を創造していく力が求められています。

方向性

- 「岡崎市学校教育等推進計画」に基づき、予測できない社会変化に主体的に向き合い、未来を拓き、豊かに生きていく力を育んでいけるよう、社会の急激な変化に対応した学校教育を、地域社会・家庭と連携・協働しながら推進していきます。

■タブレット型情報端末導入



主な推進事業

| 事業名【担当課】 | 事業概要 |
|----------------------|---|
| 国際理解教育・英語教育振興【学校指導課】 | グローバル化が加速する国際社会において、外国の人々と相互理解を図ることができるコミュニケーション能力の育成が求められています。外国語指導助手と小学校英語支援員の配置により、英語教育の充実を図り、将来にわたって国際社会で活躍できる子供の育成を図ります。 |
| 科学技術・理科教育振興【学校指導課】 | 夏休みの理科自由研究で優秀なものを全市小中学校から出品し、岡崎市小中学校理科作品展を開催することにより、児童生徒の科学に対する興味関心を高めるとともに、科学的に追究する態度や能力を育みます。 |
| 少人数学級実施【学校指導課】 | 市立小学校における少人数学級（32人学級プロジェクト）を実施し、きめ細やかな教育の実現に向けた環境整備を推進します。 |

| 事業名【担当課】 | 事業概要 |
|-------------------------------|---|
| 特色ある学校づくり 推進 【学校指導課】 | 創意工夫を生かした「特色ある学校づくり」を進めることによって、地域に開かれた学校・信頼される学校づくりの推進を図ります。また、地域や学校、児童生徒の実態に合わせた活動を通して、「豊かな人間性」を備えた児童生徒の健全育成を図ります。 |
| タブレット型情報端末 導入業務 【教育政策課】 | 政府方針を踏まえた本市独自の「岡崎版 GIGA スクール構想」のもと、1人1台タブレット端末の整備を行い、日常的な利活用を通じて、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、授業改善や学び方改革を推進します。 |
| 生徒市議会 【学校指導課】 | 中学生の質問・提案に対し、市長や担当部長が答弁する会議を実施します。 |

数値目標

| 項目 | 現状値（基準年度） | 目標値（令和11年度） |
|---|-----------|--------------------|
| 市立小学校における少人数学級（32人学級プロジェクト）を実施するための市費任期付採用教員の採用試験合格者数 | 6人 | 欠員が生じないように採用を行います。 |
| 特色ある学校づくり事業実施校 | 67校 | 67校 |

(6) こどもの健やかな体づくり

現状と課題

- 近年、こどもの体力は低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の課題が指摘されています。
- 健康的な体づくりを進めるためには、こどもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむことができる環境づくりと、適切な生活習慣を身につけるための健康教育の推進が必要です。

方向性

- スポーツ少年団への支援、こども向けの教室や大会、イベント等の充実などを通して、こどものスポーツ活動の機会を充実させます。
- 地域のスポーツ指導者の確保、育成に努め、地域全体でこどものスポーツ振興に取り組む体制づくりを支援します。
- 生涯を通じて健康に過ごせるよう、こどもたちへの健康教育を推進します。

主な推進事業

| 事業名【担当課】 | 事業概要 |
|------------------------------------|--|
| 子どものスポーツ活動の機会の充実【スポーツ振興課】 | 子ども向けのスポーツ教室や大会、イベント等の充実、さらにはスポーツクラブなどを通して、子どものスポーツ活動の機会を充実させます。 |
| 地域全体で子どものスポーツ振興に取り組む体制づくり【スポーツ振興課】 | 地域のスポーツ指導者の確保・育成や、地域のスポーツイベントを支えるなどして、地域全体で子どものスポーツ振興に取り組む体制づくりを支援します。 |
| スポーツを通じた子どもの夢や生きがいの形成【スポーツ振興課】 | 子どもが夢や生きがいをもてるよう、トップレベルのスポーツを観戦する機会を提供します。 |
| 園医の配置【保育課・総合子育て支援センター】 | 保育園・こども園に園医を配置し、園児の健康と安全を確保します。 |
| 保育園・こども園定期健康診断【保育課・総合子育て支援センター】 | 保育園・こども園で定期健康診断を実施し、園児の健康管理を行います。 |

数値目標

| 項目 | 現状値(基準年度) | 目標値(令和11年度) |
|-------------------------------------|-----------|-------------|
| 地域全体で子どものスポーツ振興に取り組む体制づくり各学区の事業参加者数 | 33,185人 | 30,000人 |

(7) こどもの居場所づくり

現状と課題

- 地域のつながりの希薄化や少子化の進展により、子ども同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少し、こどもが地域コミュニティのなかで育つことが難しくなっています。
- 小学校就学後の放課後、長期休暇に児童を預かる受け皿が共働き世帯のニーズを満たす形で整っていないことにより、「小1の壁」などの問題が生じています。
- 孤独や孤立への不安、児童虐待、貧困、長期欠席、いじめ、ひきこもりなど、こどもを取り巻く課題が複雑かつ複合化するなか、こどもが安心して過ごすことができる身近な居場所が必要とされています。
- 子ども・子育て調査によると、留守家庭児童が増加するなか、小学生児童の保護者の約7割がこどもが家で1人又は兄弟だけで過ごすことに不安を感じると回答しています。

方向性

- 多くの小学生児童が利用する放課後児童健全育成事業や全ての学区で実施している放課後子ども教室を充実し、小学生の安全・安心な居場所の確保を図ります。
- 小学校就学後の放課後等の児童に対するサービスの待機児童の解消を目指した環境整備を進めます。
- こどもが安心して過ごすことができるよう、身近で、かつ、こどもの視点に立った多様な居場所づくりを推進します。

■放課後子ども教室



クリスマスカードづくり



ドッジボール大会



プラ板工作

主な推進事業

| 事業名【担当課】 | 事業概要 |
|-------------------------|--|
| 放課後児童健全育成事業 【こども育成課】 | 公設の児童育成センターの運営及び運営費補助金の交付による民間放課後児童クラブの経営の安定化により、保護者が就労等により昼間、家庭にいない小学生を対象に、遊びと生活の場を与える放課後の居場所を提供し、児童の健全育成を図ります。 |
| 放課後子ども教室実施 【こども育成課】 | 小学生が放課後に過ごせる活動拠点として放課後子ども教室を整備し、地域の方の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動を通じた交流活動を促進します。 |

| 事業名【担当課】 | 事業概要 |
|-------------------------------------|---|
| 生活困窮者等のための 地域づくり事業 【ふくし相談課】 | 住民による互助の取組を活性化させるため、子ども食堂等居場所の確保、地域との連携の仕組みづくりを行います。 |
| 子どもの学習・ 生活支援 【子育て支援室】 | 経済的に困窮する家庭等の子どもに対し、社会的自立を促し、貧困の連鎖を防止するため、基礎学力の向上や学習習慣の定着を目的とした学習支援及び学習を通じた居場所の提供等の生活支援を行います。 |
| 子ども・若者総合相談 センター（わかサポ） 【社会教育課】 | 長期間のひきこもりや長期欠席などにより、社会に出ることを難しいと感じている子ども・若者への初期支援（居場所づくり）を行います。また、義務教育終了後も途切れない支援を行うため、相談員が校内フリースクール（F組）を訪問し、将来的に支援が必要になりそうな生徒を把握します。 |
| 児童生徒健全育成 推進 【学校指導課】 | 子どもの多様性に寄り添った居場所づくりと、個に応じた学びを通じた社会的自立を目指し、校内フリースクール（F組）の設置を進めています。 |

数値目標

| 項 目 | 現状値（基準年度） | 目標値（令和11年度） |
|----------------|-----------|-------------|
| 放課後児童健全育成事業供給量 | 3,388人 | 3,830人 |

基本施策3 支援が必要な子どもを守る

(1) 児童虐待防止対策の充実

現状と課題

- こどもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待は、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。
- ヤングケアラーは、子ども自身や家庭が自覚しづらく、支援ニーズが顕在化しにくい特徴があり行政課題となっています。
- 子どもへの身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待は、こどもの体や心を深く傷つけ、こどもの健やかな育ちを阻害する人権侵害です。
- 虐待を受けている子どもや支援を必要とする家庭を早期に発見し・適切な保護や支援を図るとともに、未然に発生を防止する取組を重点的に行っていく必要があります。

方向性

- 乳児家庭全戸訪問やこんにちはおかざきっこ訪問で児童の安全を確認するとともに、養育状況を把握し、虐待の予防及び早期発見に努めます。
- 教育、医療、福祉、介護等の多機関と協力して子どもと家庭の状況の把握に努め、気になる状況がある場合は、連絡してもらうよう連携を図ります。
- 要保護児童対策地域協議会で関係機関相互の連携を取り、児童虐待に関する情報の共有と、早期発見・早期対応に努めます。
- 医療機関や教育機関等の関係機関と連携して市民への児童虐待防止の啓発に努めます。

主な推進事業

| 事業名【担当課】 | 事業概要 |
|--------------------------------|--|
| 養育支援訪問事業 【子ども家庭センター】 | 養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師等の専門職がその居宅を訪問し、養育に関する相談・指導、助言等を行います。 |
| 子育て世帯 訪問支援事業 【子ども家庭センター】 | 訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防止します。 |
| 親子関係 形成支援事業 【子ども家庭センター】 | 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。 |

数値目標

| 項 目 | 現状値 (基準年度) | 目標値 (令和11年度) |
|----------------------|------------|--------------|
| 児童虐待防止啓発活動 (チラシ配布等) | 35,000 世帯 | 45,000 世帯 |
| 児童虐待防止啓発活動 (関係機関研修等) | 147 施設 | 150 施設 |

(2) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

現状と課題

- こどもの貧困は、子どもの権利条約が示す生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利を奪うものであり、こどもの生活習慣、健康管理、学習意欲、自己肯定感の低下など、様々な影響を及ぼします。
- 貧困が世代を超えて連鎖し社会から孤立することがないように、生まれ育つ環境に左右されることなく全てのこどもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるとともに、現在の当事者の状況に応じた支援を行い、将来に向けて個人の希望が叶えられる環境を実現する取組が必要です。
- ひとり親家庭の保護者は、一人で生計を維持し、こどもの養育や教育を担うことから、様々な悩みを抱え込みやすいため、経済的・精神的に自立した生活が営めるよう支援が必要です。

方向性

- 経済的に困窮する世帯のこどもたちに対し、学習習慣の定着と基礎学力の向上を図り、高校進学を目指す学習の支援を行うとともに、イベント等の開催によりこどもの社会的自立を促すなど学習の場を通じた居場所を提供します。また、保護者に対してこどもの学習・生活の助言を行うことで、貧困の連鎖の防止を図ります。
- 生活困窮世帯に対して、学用品費や給食費などの就学に必要な費用や、児童クラブや教育・保育施設を利用するために必要な費用に対して助成する等、経済的な負担軽減を図ります。
- こどもの孤立を防止し、こどもの健やかな成長や居場所づくりの一環として、こどもたちが地域の人たちと一緒に食事をする子ども食堂や食糧支援等の活動に協力します。
- ひとり親家庭等が直面している困難を解消するため、経済的な支援を行うとともに、生活の支援、養育費の確保を含む相談・情報提供の充実を図ります。また、経済的に自立し、安定した生活を送れるよう、キャリアアップにつながる就労活動の支援を行います。
- 家庭の経済状況を原因として、こどもの自尊感情や将来への意欲の低下など教育機会の格差が生じることを防ぐため、児童生徒への就学援助やひとり親家庭等への就学資金の貸付や学習の支援など、こどもの教育に関する支援のために必要な施策を推進します。

主な推進事業

| 事業名【担当課】 | 事業概要 |
|-------------------------|--|
| 子どもの学習・生活支援 【子育て支援室】 | 経済的に困窮する家庭等の子どもに対し、社会的自立を促し、貧困の連鎖を防止するため、基礎学力の向上や学習習慣の定着を目的とした学習支援及び学習を通じた居場所の提供等の生活支援を行います。 |

| 事業名【担当課】 | 事業概要 |
|--|--|
| 児童扶養手当の支給 【子育て支援室】 | 両親又は父親もしくは母親がいない（父又は母が重度障がい者を含む）18歳到達年度末までの児童の養育者（所得制限有り）に手当を支給します。 |
| 遺児手当支給 【子育て支援室】 | 岡崎市遺児手当条例に基づき、両親又は父親若しくは母親がいない（父又は母が重度障がい者を含む）18歳到達年度末までの児童の養育者（所得制限有り）に手当を支給します。 |
| 母子父子寡婦 福祉資金貸付 【子育て支援室】 | 20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない母、父、寡婦等に対して生活の安定や児童福祉の増進のための貸付けを行います。 |
| 就学援助・特別支援教育 就学奨励費 【学校指導課】 | <ul style="list-style-type: none"> 学校教育法第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対し、市町村が必要な経費の一部を援助します。 岡崎市特別支援教育就学奨励費支給要綱に基づき、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童生徒又は特別支援学級に就学する児童生徒の保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ補助金を交付します。 |
| 母子家庭等 医療費助成 【医療助成室】 | ひとり親家庭などの父又は母と子に、医療費の自己負担分を助成します。 |
| 生活困窮者等のための 地域づくり事業 【いこし相談課】 | 住民による互助の取組を活性化させるため、子ども食堂等居場所の確保、地域との連携の仕組みづくりを行います。 |
| 母子・父子相談 【子育て支援室】 | 母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等の就労、教育費、養育費や各種手当・制度等に関する相談を通じて自立に向けた支援を行います。 |
| 母子家庭等 就業自立支援 【子育て支援室】 | ひとり親家庭等の自立促進のための就業等の相談、就業支援講習会の実施、就業情報の提供を行います。 |
| 高等学校卒業程度 認定試験合格支援 【子育て支援室】 | 高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及びその児童が、より良い条件での就職や転職のために高等学校卒業程度認定試験合格を目指す場合に、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の一部を支給します。 |
| 母子・父子家庭自立支援 教育訓練給付金支給 【子育て支援室】 | 母子家庭の母又は父子家庭の父が、主体的な能力開発に取り組むことで就業し、経済的自立ができるよう支援するため、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座など教育訓練講座受講料の一部を給付金として支給します。 |
| 母子・父子家庭自立支援 高等職業訓練促進給付金支給 【子育て支援室】 | 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職に有利で、かつ生活の安定につながる資格取得を促進するため、養成訓練の受講期間中の生活の経済的負担軽減のため、給付金を支給します。 |

数値目標

| 項目 | 現状値（基準年度） | 目標値（令和11年度） |
|------------------------------------|-----------|-------------|
| 子どもの学習・生活支援参加者のうち、進学を希望する中学3年生の進学率 | 100% | 100% |
| 母子・父子家庭自立支援高等職業訓練促進給付金受給者の就業率 | 50% | 100% |

(3) 社会生活上の困難を抱えた子ども・若者支援

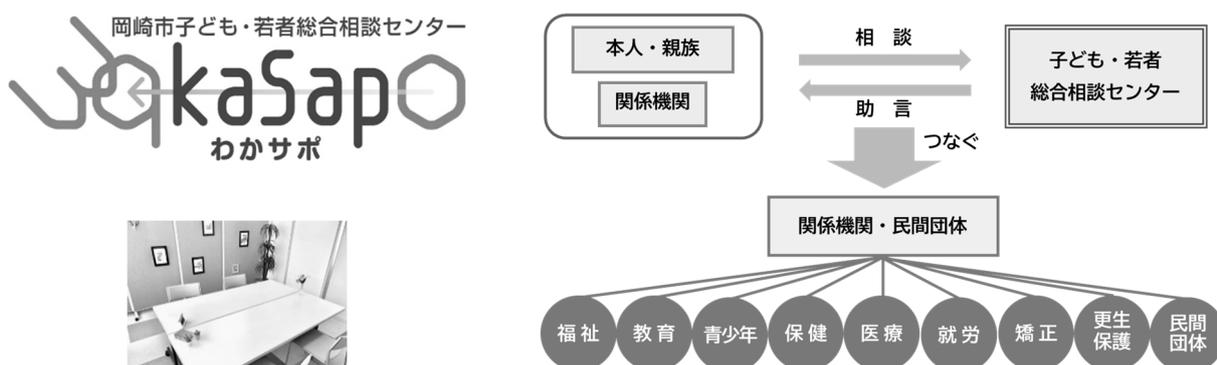
現状と課題

- 家庭や家族の形態、親の就業状況、個人のライフスタイルは多様化しており、被虐待児童、こどもの貧困、ひとり親家庭、定住外国人のこども、いじめの被害児童や長期欠席児童など、様々な困難を抱え、特別な配慮を必要とするこどもが増加しています。
- 貧困、虐待、障がい、長期欠席、ひきこもり、外国にルーツがあるこども、育児不安や育児ストレスを抱える家庭など、様々な困難を抱えるこどもや若者とその家庭への支援は、こどもの未来を切り拓くために不可欠です。
- 子ども・若者調査によると、小中学生・高校生以上の年代ともに、困ったときやつらいと思ったときに相談できる人や場所がなく、誰にも悩みを相談せずに抱え続けている人が数%存在することが明らかとなりました。誰もが様々な悩みごとや心配ごと、困ったことを気兼ねなく相談し、本人に寄り添った適切な支援を受けられる体制の構築が求められます。

方向性

- 社会生活を営む上で、子ども・若者が抱える多様な困難・課題に対応したきめ細かな支援を実現するため、庁内の関係部署、行政機関、団体、地域との協力・連携を図り、相談・支援体制の充実に努めます。
- 誰もが様々な悩みごとや心配ごと、困ったことを気兼ねなく相談し、本人に寄り添った適切な支援につなげられるよう、相談体制の充実に努めます。悩みごとや不安を抱える人が相談にたどり着けるよう、様々な機会・媒体を活用して相談機関・窓口の周知に努めます。
- 困難を抱える子ども・若者の自立に向け、年齢や制度により支援が途切れることのないよう、包括的な支援、伴走型の支援の充実に努めます。
- 市内の児童養護施設等で暮らすこどもが安定した人間関係の築ける家庭的な環境で生活が送れるよう、愛知県が取り組む児童養護施設等の小規模化・地域分散化や里親等への委託の推進など、社会的養育の体制整備を進める方策に協力します。

■岡崎市子ども・若者総合相談センター（わかサポ）



主な推進事業

| 事業名【担当課】 | 事業概要 |
|-------------------------------------|---|
| 子ども・若者支援 地域協議会 【社会教育課】 | ニート、ひきこもり、長期欠席等の社会生活を営む上での困難を抱えた子ども・若者への支援を行うため、支援機関同士のネットワーク体制の充実を図ります。 |
| 子ども・若者総合相談 センター（わかサポ） 【社会教育課】 | 長期間のひきこもりや長期欠席などにより、社会に出ることを難しいと感じている子ども・若者への初期支援（居場所づくり）を行います。また、義務教育終了後も途切れない支援を行うため、相談員が校内フリースクール（F組）を訪問し、将来的に支援が必要になりそうな生徒を把握します。 |
| メンタルヘルス専門相談・ 精神保健福祉相談 【健康増進課】 | 心の健康に関する相談や受診に関する相談、思春期・青年期等のライフステージごとのメンタルヘルス及び精神疾患に関連する相談、ひきこもり、依存症等の相談に応じます。 |
| ひきこもり家族教室・家族会 【ふくし相談課】 | ひきこもり当事者の家族が、ひきこもりに関する知識や社会資源、当事者への対応の仕方等を学び、家族が社会生活から孤立することを防ぎ、同じ困難を抱える家族の相互理解や情報交換を通して、支え合い、学び合うことができるひきこもり家族教室、ひきこもり家族会を実施します。 |
| 自殺予防対策 【健康増進課】 | 「第2次いのちを支える岡崎市自殺対策計画」に基づき、自殺に対する正しい知識の普及、問題を抱えた人が適切な相談窓口につながるための相談先の周知、ゲートキーパー養成講座等について、「若年層」「労働関係」「生活困窮者」等の対象者に合わせた内容で実施します。 |

数値目標

| 項目 | 現状値（基準年度） | 目標値（令和11年度） |
|---|-----------|-------------|
| 子ども・若者総合相談センター（わかサポ） 初期支援延べ利用者数／F組訪問回数 | 140人／187回 | 180人／187回 |
| 自殺予防対策ゲートキーパー養成講座受講者数 | 1,745人 | 2,000人 |

(4) 特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援

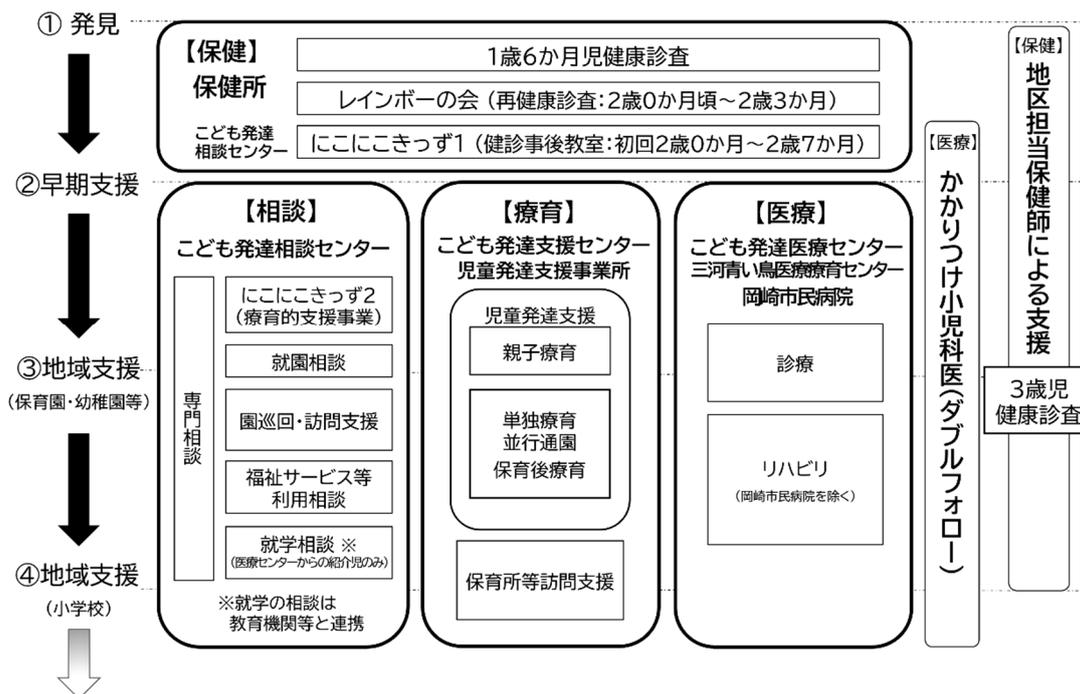
現状と課題

- 障がい児やその家族が、身近な場所で、日常生活や社会生活を送るために必要な自立支援・機能訓練などきめ細かいニーズに対応した支援を受けることができる体制づくりが求められています。
- 発達に心配のある子どもやその家族が、発達段階に応じたきめ細やかな支援を受けることができる体制づくりが求められています。
- 医療的ケアを日常的に必要とする子どもやその家族が、適切な支援を受けることができ、住み慣れた地域で安心して日常生活や社会生活を送ることができる体制づくりが求められています。
- 早期の段階からさまざまな機会や交流を通じ、障がいや病気の有無にかかわらず、互いに支えあい活動できる環境づくりを進めていく必要があります。

方向性

- 本市における障がい者施策の基本的指針として、一体的に策定された「第5次岡崎市障がい者基本計画」、「第7期岡崎市障がい福祉計画・第3期岡崎市障がい児福祉計画」に基づいて、特別な支援が必要な子どもに安定したサービスを提供します。
- 特別な支援が必要な子どもや家族の支援体制、相談体制の充実・強化を図ります。
- 特別な支援が必要な子どもや家族に対し、関係機関が連携し、切れ目ない支援を実施します。特に発達に心配がある子どもに対しては、早期発達支援システムを運用し、必要な支援を必要な時期に提供します。
- 学校及び保育園・幼稚園・こども園での受け入れ体制づくりを推進します。

令和6年度 岡崎市早期発達支援システム 概要図



主な推進事業

| 事業名【担当課】 | 事業概要 |
|----------------------------------|--|
| 障がい児福祉計画の推進 【障がい福祉課】 | 計画に基づき、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援を提供するとともに、サービスの質の向上を図ります。 |
| 次世代育成支援対策施設整備事業 【障がい福祉課】 | 計画等に基づき、障がい児施設等の整備を促進し、障がい児に対するサービスの充実を図ります。 |
| 補装具費支給 【障がい福祉課】 | 身体の機能障がいを補うための補装具の購入又は修理に要する費用についての補装具費の給付と、身体障がい者手帳の交付の対象とならない18歳以下の軽・中等度難聴児に対する補聴器の購入又は修理に要する費用を助成します。 |
| 心身障がい者福祉扶助料 【障がい福祉課】 | 身体障がい者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者に心身障がい者福祉扶助料を支給します。 |
| 特別児童扶養手当の支給 【障がい福祉課】 | 日常生活に常時特別な介護が必要な最重度障がい者（児）に対して手当を支給します。 |
| 日常生活用具費支給 【障がい福祉課】 | 在宅の重度の障がい児・者が自力での日常生活を送ることができるよう、日常生活用具費を支給します。 |
| 自立支援医療（育成医療）費給付 【障がい福祉課】 | 障害者総合支援法に基づく自立支援医療（育成医療）の支給認定を行い適切な医療給付が受けられるようにすることで、身体障がいの軽減を図ります。 |
| 障がい児等療育支援事業 【障がい福祉課】 | 在宅の重症心身障がい児・者、知的障がい児・者、身体障がい児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図り、もって障がい児・者の福祉の向上を図ります。 |
| 障がい児通所支援障がい児相談支援 【障がい福祉課】 | 障がい児通所支援及び障がい児相談支援を給付することで、サービスが受けられる機会を提供します。 |
| 障がい者医療助成 【医療助成室】 | 心身障がい児（者）の医療費の自己負担分を助成します。 |
| 小児慢性特定疾病医療給付・日常生活用具給付 【健康増進課】 | 対象となる疾病の治療について、医療費の公的な支援を行います。必要に応じて、日常生活用具を支給します。（障害福祉サービスによる日常生活用具の支給対象のかたは除きます。） |
| 特別支援教育就学奨励 【学校指導課】 | 学校教育法第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対し、市町村が必要な経費の一部を援助します。 |

| 事業名【担当課】 | 事業概要 |
|--|--|
| 障がい者自立支援協議会 専門部会 【障がい福祉課】 | 障がい者自立支援協議会を活用し、相談支援をはじめとする関係機関のネットワーク化を図り、障がい児・社が地域生活を送ることができるよう体制整備に取り組みます。(専門部会：こども発達支援専門部会、医療的ケア児支援専門部会) |
| 特別支援教育推進活動事業 【学校指導課】 | 障がいのある児童生徒の就学前から中学校卒業後までを見通した関係諸機関との情報共有や支援における連携など、教育支援体制の充実を図ります。 |
| 発達に心配のある未就学児の 地域支援の推進 【こども発達相談センター・障 がい福祉課・健康増進課・保育 課】 | 「早期発達支援システム」の評価・検証等により、発達に心配のある未就学児の地域支援の推進を図ります。 |
| こども発達相談センター 専門相談 【こども発達相談センター】 | 発達に心配のある主に6歳（小学校入学前）までの子どもとその保護者に対し、公認心理師等が発達に関する相談に応じ、必要な支援の提案や対応方法の助言をします。 |
| 健診事後教室 (にこにこきっず1) 【こども発達相談センター】 | レインボーの会（1歳6か月児健康診査の再健康診査）で精神発達面の継続支援が必要であると判断された子どもとその保護者に対し、親子遊びや集団遊びを通じて支援方針を検討し、子どもの発達に合った対応の仕方や社会資源の活用も踏まえた保護者支援を行います。 |
| 療育的支援事業 (にこにこきっず2) 【こども発達相談センター】 | 就園前の発達に心配のある子どもとその保護者に対し、小集団による教室を通して、みんなで遊ぶ楽しさを経験し、社会性を育む場の提供と保護者支援を行います。 |
| 個別の教育支援計画（みどりの ファイル）の利用推進 【学校指導課・障がい福祉課】 | 障がい児に個別の教育支援計画（みどりのファイル）の利用を推進し、保護者や関係機関の間で成長過程や支援の内容の情報共有を図ります。 |
| 医療的ケア児への看護支援 【保育課・総合子育て支援セン ター】 | 保育園・こども園に通園する医療的ケア児に対し、看護職員が医療的ケアを実施します。 |
| 医療的ケア児の災害時 個別支援計画の策定 【健康増進課】 | 医療的ケア児のうち、人工呼吸器や吸引器等の電源が必要な医療機器を使用している児について災害時個別支援計画を策定し、事前の備えの啓発や災害時の安否確認を行います。 |
| 特別支援教育推進 (医療的ケア児の支援) 【学校指導課】 | インシュリン注射や導尿など、医療的なケアが必要な子供が小中学校で学べる取組を進めます。 |

数値目標

| 項目 | 現状値（基準年度） | 目標値（令和11年度） |
|--------------------------|-----------|-------------|
| 気になる子のうち就学前に支援につながった子の割合 | 86% | 86%以上 |

(5) 定住外国人のこどもに対する支援の充実

現状と課題

- 外国人の定住化が進み、より身近な存在になったことで、日本人市民と外国人市民双方が、互いに地域社会を支える主体であるという認識を広く共有することが重要です。
- 外国人世帯を対象とした子育て・生活支援情報の提供など、平等に支援を受けられる環境の整備が求められます。

方向性

- 外国人のこどもとその世帯が地域内で円滑に共生し、かつ、安定した生活を将来にわたって送れるよう、日本人との交流を創出する取組を進めます。
- 使用言語により情報弱者となることがないように、情報伝達の最適化を心がけるとともに、日本語能力を育てるための施策を推進します。

主な推進事業

| 事業名【担当課】 | 事業概要 |
|------------------------------|---|
| 定住外国人のこどもに対する支援の充実【多様性社会推進課】 | 外国人のこどもとその世帯が地域内で円滑に共生し、かつ、安定した生活を将来にわたって送れるよう、日本人との交流を創出する取組を実施・支援します。 |
| 外国人相談【多様性社会推進課】 | 岡崎市には約70か国14,000人の外国人市民が居住しています。その外国人市民が地域の一員として安心して暮らすことができる環境を築くため、多言語に対応した相談窓口を設置するとともに、市が作成する行政文書の翻訳をします。 |
| 帰国・外国人児童生徒教育支援【学校指導課】 | 日本語指導・教科指導、生活指導等の充実を図るため、日系及び外国籍児童生徒の日本語教育のための講師を派遣します。 |

数値目標

| 項目 | 現状値(基準年度) | 目標値(令和11年度) |
|-------------|-----------|-------------|
| 相談等対応可能言語数 | 14言語 | 14言語 |
| 日本語教育講師派遣回数 | 384回 | 400回 |

(6) いじめや長期欠席などの児童生徒への対策の充実

現状と課題

- こどもの心に深い傷を負わせるいじめは、誰にでも起こりうることを十分認識し、「人間として絶対に許されない」行為であるという前提のもと、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識する必要があります。
- 家庭・学校・地域社会など、全ての関係者が協力して、児童生徒一人ひとりに寄り添った適切な支援を積極的に進める必要があります。
- 誰一人取り残さない学びの保障と社会的自立に向けて、長期欠席児童生徒に対する様々な学びや相談の場の確保・充実を図るとともに、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりが求められます。
- いじめを受けたり、長期欠席の児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立しないよう、適切な情報提供や相談・支援を受けられる環境づくりが必要です。

方向性

- 岡崎市いじめ防止等のための基本指針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。また、いじめの防止等のための対策を実行的に行うため、教育委員会の諮問に応じて、岡崎市いじめ問題対策委員会を開催し、その対策の推進についての調査審議を行います。
- いじめや長期欠席に悩む児童生徒に対し、教育相談センターへの臨床心理士の配置や、各学校へのスクールカウンセラーの配置などの相談体制を維持し、きめ細やかな支援を行います。
- 悩みを抱える児童生徒や保護者を対象にした電話相談を周知し、利用促進を図ります。
- 長期欠席等対策連絡協議会において、長期欠席に対する支援のあり方を検討し、医療機関を含めた関係機関の連携を推進します。
- いじめの早期発見・早期対応、未然防止や長期欠席の減少につなげるため、小学校4年生以上と中学生を対象に生徒の意欲や疎外感等の心の状況を把握する心理検査を実施します。
- 少年非行の早期防止のため、市内の巡回を行い、必要な指導・善導を行います。
- 学生や教職員向けのゲートキーパー研修を実施し、ゲートキーパーへの理解や必要性の認識を深めるよう取り組みます。

主な推進事業

| 事業名【担当課】 | 事業概要 |
|-----------------------|---|
| 児童生徒健全育成推進 【学校指導課】 | 「岡崎市いじめ防止等のための基本指針」に基づき策定した「STOP the いじめアクションプラン」の運用をすすめ、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。 |

| 事業名【担当課】 | 事業概要 |
|-----------------------------------|---|
| スクールソーシャルワーカー・臨床心理士の配置 【学校指導課】 | いじめ・長期欠席等の諸課題に早期対応するとともに、児童生徒の健全育成のために、スクールソーシャルワーカー・臨床心理士を配置し、支援体制を整えています。 |
| 長期欠席者等相談 【学校指導課】 | 長期欠席の児童生徒やそれに悩む保護者や学校関係者に対し、教育相談センターの臨床心理士等と校外フリースクールである「ハートピア岡崎」が連携し、学校生活に困り感を抱える子どもたちが、再び元気を取り戻し、学校生活に戻ることができるように支援を行います。 |
| 児童生徒健全育成 推進 【学校指導課】 | 子どもの多様性に寄り添った居場所づくりと、個に応じた学びを通じた社会的自立を目指し、校内フリースクール（F組）の設置を進めています。 |
| 青少年健全育成支援 【社会教育課】 | 学校や地域と青少年の健全育成に関する情報共有を行うとともに、ゲームセンターや大型店舗などを巡回する街頭補導活動を実施し、青少年の非行防止や早期発見に努めています。 |

数値目標

| 項目 | 現状値（基準年度） | 目標値（令和11年度） |
|-------------------------|-----------|----------------------------------|
| スクールソーシャルワーカー／臨床心理士の配置数 | 15人／3人 | 拠点校型配置数の増員を鑑みて、配置総数を増員します。 |
| 校内フリースクール設置校数 | 20校 | 長期欠席者数等の状況を鑑み、小学校の設置拡大を検討していきます。 |

基本施策4 子育て環境をつくる

(1) 子育て家庭の経済的負担の軽減

現状と課題

- 若年層が経済的に苦しい状況に置かれ、経済的な理由により理想のこどもの数を持つことをためらう子育て世帯も多く、少子化の一因にもなっていることが指摘されています。
- 市民意識調査によると、子どもを安心して産み育てられる環境として市に期待する施策について、「子育てにかかる経済的な負担の援助」が最も高くなっています（25 頁参照）。
- 経済的支援や住宅環境の優遇により、子育てに対する負担感を軽減し、子育てを諦めない社会づくりを進める必要があります。

方向性

- 幼児教育・保育の無償化、児童手当の支給、妊産婦健康診査の補助、妊婦のための支援給付、こどもにかかる医療費の助成、民間児童クラブ利用者育成料補助制度、私立高校の授業料補助制度など、教育・子育ての経済的負担の軽減のため制度の適切な利用、費用の支給を行います。

主な推進事業

| 事業名【担当課】 | 事業概要 |
|-----------------------------------|---|
| 幼児教育・保育の無償化 【保育課】 | 3歳～5歳までの保育所、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設などの利用料を無償化します。 |
| 子育て支援施設等利用料給付事業（認可外保育施設） 【保育課】 | 幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設等を利用する保育の必要性のある子どもを対象に利用料相当額を支給します。 |
| 子育て支援施設等利用料給付事業（多様な集団活動） 【保育課】 | 幼児教育・保育の無償化に伴い、多様な集団活動事業の実施施設に通う子どもを対象に利用料相当額を支給します。 |
| 子育て支援施設等利用料給付事業（私立幼稚園） 【保育課】 | 幼稚園児のうち年収 360 万円未満相当世帯の子ども及び小学校第3学年終了前の子どもの起点として第3子以降の子どもの保護者に対し、実費負担した副食費相当額を補助します。 |
| 児童手当の支給 【子育て支援室】 | 児童手当法に基づき、対象児童の養育者に手当を支給します。 |
| 妊婦のための支援給付 【こども家庭センター】 | 児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせ、子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。 |

| 事業名【担当課】 | 事業概要 |
|---------------------------------|--|
| 子ども医療費助成 【医療助成室】 | 中学校卒業までの入院及び通院及び 18 歳到達年度末までの入院に係る医療費自己負担部分を助成します。 |
| 民間児童クラブ利用者 育成料補助 【こども育成課】 | 民間児童クラブ利用者に対し補助金を交付することで、公立の児童育成センター育成料と民間児童クラブ保育料の格差の是正を図ります。 |
| 私立幼稚園 健康診断補助事業 【保育課】 | 私立幼稚園児の定期健康診断事業に対し、健診料などを補助します。 |
| 私立幼稚園 教育振興関係補助事業 【保育課】 | 私立幼稚園に対し、図書費や教材費などを補助します。 |
| 私立高校等授業料補助 【教育政策課】 | 私立高等学校等に在籍する者の保護者等、授業料を負担している者に対する授業料を補助します。 |

(2) ワーク・ライフ・バランスの実現

現状と課題

- 出産・育児を機に就業を中断する女性が一定数存在しており（19 頁参照）、女性が就業の継続を希望する場合は、十分に能力を発揮し、活躍できるように支援していく必要があります。
- 共働き世帯が増加する中、特に父親の育児・家事参加が重要となっています。仕事と子育ての両立を可能にする保育サービスなど、行政によるこども・子育て家庭への支援施策を充実させるとともに、柔軟な働き方を可能とする労働環境の整備など、事業者による「働き方改革」を通じて、社会全体でワーク・ライフ・バランスを実現していくことが重要です。
- 市民意識調査によると、育児休業を取得している母親の割合が 46.2%に対して父親で 16.3%と大きく乖離があります（23 頁参照）。取得しなかった理由について、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」が最も高いのに対し、父親では「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が高く、女性の就労継続への支援の充実とともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた一人一人の意識改革が必要となっています。
- 市民意識調査によると、ワーク・ライフ・バランスの必要性を認識している企業が増加した一方、「職場環境の悪化」や「育児休業などによる代替要員の確保が難しい」ことがワーク・ライフ・バランス推進の障害となっていると回答した企業が増加しました。

方向性

- 「ウイズプランおかげ」に基づき、企業に対し働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランスに関する啓発や、男性の家庭生活への参画を促進します。
- 女性が働き続けられる支援や再就職支援を行います。
- 女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組もうとする市内事業者を支援するため、社会保険労務士等の専門家によるアドバイザー派遣を行います。
- 県内市町村と協働し、毎月 19 日を子育て応援の日「はぐみんデー」とするなど、子育て家庭を支援する機運を向上させる取組を進めます。
- 仕事と家庭を両立させながら働くことのできる職場環境づくりに取り組んでいる企業を登録し、広く紹介する「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」への積極的な登録を促すため、制度の紹介や啓発活動を行います。

■岡崎市版父子手帳



■おかざきパパマイスター養成講座



主な推進事業

| 事業名【担当課】 | 事業概要 |
|---------------------------|--|
| 女性活躍推進 【多様性社会推進課】 | 岡崎市男女共同参画基本計画に基づき、女性を対象にしたセミナー等の実施や市内事業者へのアドバイザー派遣等を行うことで、職業生活を始めたあらゆる分野での女性の活躍を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランス推進の支援を行います。 |
| 男女共同参画推進 【多様性社会推進課】 | 岡崎市男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画講座の実施や啓発資料の作成・配布等を行うことで、家庭や職場などあらゆる分野で、男女共同参画を推進します。 |
| 男性の家事・育児参画の推進 【こども育成課】 | 子育てに役立つ情報を伝える「おかざきパパマイスター養成講座」の開催及び本市独自の父子手帳の制作・配布等により、男性の家事・育児参画の機運を高め、「パパもママもみんなで子育てを楽しむことができる環境づくり」を目指します。 |

数値目標

| 項目 | 現状値（基準年度） | 目標値（令和11年度） |
|--|-----------|--------------------|
| 男女共同参画推進 講座受講後のアンケートで「男女共同参画について理解が深まった」と回答した人の割合 | 60.1% | 75.0% ※令和7年度目標値 |
| 男性の家事・育児参画の推進 パパマイスター認定者数（累計） | 36人 | 150人 |

※ウィズプランおかざき（第5次岡崎市男女共同参画基本計画）計画期間 令和3年度～令和7年度

(3) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

現状と課題

- 市民の希望する結婚、出産及び子育てを可能としつつ、働く意欲を持つ全ての人が子育ての喜びや自己実現、社会参加を通じた生きがいを実感しながら仕事を続けられる社会をつくる必要があります。
- 結婚・出産による女性の離職は依然多く、仕事に偏重した生活を送る男性が多いことによる、男性の家事・育児への参加の遅れといった点も課題となっています。
- 仕事と子育て、家族の介護などを両立可能にするための環境を整備する必要があります。
- 近年、0歳児のこどもの保護者が、保育園等への入園時期を考慮して、取得中の育児休業を途中で切り上げたりしている状況を踏まえ、保育事業等の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要です。

方向性

- 柔軟な働き方が選択できるよう、保育園の増改築に伴う定員の見直しや幼稚園のこども園化など、低年齢児の保育ニーズに対応する仕組みづくりに取り組みます。
- 放課後児童健全育成事業等の拡充により、仕事と子育ての両立を図れるよう環境を整えます。
- 就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に教育・保育施設などを利用できるよう、産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

主な推進事業

| 事業名【担当課】 | 事業概要 |
|----------------------------|--|
| 女性活躍推進 【多様性社会推進課】 | 岡崎市男女共同参画基本計画に基づき、女性を対象にしたセミナー等の実施や市内事業者へのアドバイザー派遣等を行うことで、職業生活を始めたあらゆる分野での女性の活躍を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランス推進の支援を行います。 |
| 育児休業後の 職場復帰の支援 【保育課】 | 育児休業終了に伴う保育園等の入園申込みについて、選考になる場合は保育所利用調整基準により加点します。 |

数値目標

| 項目 | 現状値（基準年度） | 目標値（令和11年度） |
|--|-----------|---------------------|
| 女性活躍推進 市内におけるあいち女性輝きカンパニー認証企業数の 合計／女性活躍推進セミナー開催数 | 67社／11回 | 30社／4回 ※令和7年度目標値 |

※ウィズプランおかげさ（第5次岡崎市男女共同参画基本計画）計画期間 令和3年度～令和7年度

基本施策5 みんなでこどもを守る

(1) 良質な住宅・居住環境の確保

現状と課題

- 子育て世帯は、経済的な負担や生活環境の不安定さなどの困難を抱えていることがあり、安定した住まいを確保する必要があります。また、市営住宅においても、子育てしやすい居住環境を整備する必要があります。
- 結婚・出産を希望する若年世帯や子育て世帯が安心してこどもを産み育てられるよう、「利便性」や「低廉な住宅価格」などの希望に応えられる住宅供給を促進することに加え、地域の住まい・居住環境の魅力を発信していくことが必要です。

方向性

- 子育て世帯が住宅に関する正確な情報を得られるよう、関係部局を通じて市営住宅の空き情報、子育てしやすい住宅、住宅取得に当たっての情報を提供します。
- 子育て世帯が、適正な規模の住宅に居住できるよう、市営住宅の建替え時などに、子育て世帯の優先入居制度を活用します。
- こどもを産み育てやすい環境をつくるため、利便性が高い、経済的に無理のない負担で生活できる、子育てにおいて支援の期待できる親世帯との同居・近居など、若者や子育て世帯に向けた住まい・居住環境の供給を推進します。
- 結婚や出産を機に住宅を取得する傾向が多く見られるため、防音性や省エネルギー性能、防犯性に優れた良質な共同住宅の供給を推進するとともに、新婚世帯が住宅を取得しやすい施策を展開します。
- 子育て世帯が子育てしやすい住宅へ円滑に住み替えられるよう、住宅の情報提供、入居の支援及び居住の安定などの居住支援を行います。

主な推進事業

| 事業名【担当課】 | 事業概要 |
|-------------------------|---|
| 住まい・居住環境に関する情報提供【住宅計画課】 | 若年・子育て世帯に対して住まいに関する支援や子育て環境の情報を発信します。 |
| 子育て世帯の優先入居制度【住宅計画課】 | 市営住宅において、子育て世帯の優先入居を図ります。 |
| 子育て世帯の所得制限の緩和 | 市営住宅において、15歳までの子を扶養する世帯を裁量世帯として扱い、入居時の所得制限を緩和することで入居の促進を図ります。 |
| 子育て世帯への居住支援【住宅計画課】 | 住宅困窮の子育て世帯に対して居住支援を行います。 |

(2) 安心して外出できる環境の整備

現状と課題

- 妊産婦や乳幼児の期間が一時的であることから、子育て期、とりわけ妊産婦や乳幼児連れの外出に対する社会的支援や施設のバリアフリー化などの取組は必ずしも十分ではありません。また、家の中に子どもと2人で閉じこもってしまう孤立した子育てが社会的な問題となっています。
- 子育て家庭が外出しやすい環境を整え、社会との接点を持ち、子育てを楽しむ心のゆとりを持てるような社会づくりを進めていく必要があります。

方向性

- おむつ替えや授乳のできる公共施設や民間店舗の情報提供を行います。
- 市が実施する子どもを対象とするイベント開催時には、専用スペースを設置し、おむつ替えや授乳がしやすいよう配慮します。また、市内で開催されるイベントに、乳幼児を連れた保護者が安心して参加できるよう、授乳・おむつ替え用のテント等を希望する団体に貸し出します。
- 屋外で思いきり遊ぶことができる場所や、子育て家庭が安心して外出できる場を提供します。全天候型のこどもの遊び場など、子育て家庭のニーズに応えられるよう充実を図ります。
- 安全・安心な歩行空間の整備や交通バリアフリー化の施策を進めるとともに、愛知県との協働などを通じて、子育て家庭にやさしいまちづくりを進めます。



■おむつ替えテント



■おはなし会の様子 (中央図書館)



主な推進事業

| 事業名【担当課】 | 事業概要 |
|---|---|
| おむつ替えや授乳のできる施設の 情報提供、授乳・おむつ 替え用のテント等の貸し出し 【こども育成課】 | 市内で開催されるイベントに、乳幼児のおむつ交換や授乳を行うためのスペースとして授乳・おむつ替え用テント等を貸し出すことで、乳幼児を連れた保護者が安心してイベントに参加できる環境づくりを促進し、子育て支援を推進します。 |
| わんパーク 【中山間政策課】 | 岡崎市わんパーク条例に基づき、都市地域と中山間地域の交流を促進し、中山間地域の活性化及び地域内の経済循環の拡大を図るとともに、子供が、豊かな自然と触れ合い伸び伸びと安心して遊ぶことができ、かつ、自然の恵みを学び、自然を身近で大切に感じる心を育むための場所を提供します。さらに、リモートワークやワーケーション環境を整備し子育てしながら仕事ができる場所を提供します。 |
| 公園等の管理 【公園緑地課】 | 都市公園・児童遊園・こども広場など様々なひとが憩える公園の維持管理を行っています。 |
| 南公園整備事業 【公園緑地課】 | 家族が笑顔になれる公園を基本コンセプトに、天候を気にせず遊べる大屋根付き広場や屋内遊戯施設の設置、プールに替わる新たな水遊び場など、令和9年度のリニューアルオープンに向けた整備を行っています。 |
| 中央図書館管理運営 【中央図書館】 | 子ども図書室では授乳室やおはなしのへやもあり、子連れでも安心して過ごすことができ、落ち着いて本に親しむことができます。 |
| 岡崎げんき館 利用者向け一時託児 【保健政策課】 | げんき館を利用する方向けに、最大3時間、未就学児までの託児の受け入れをしています。 |
| 岡崎げんき館 プレイルーム/プレイホール 【保健政策課】 | 子どもが自由に遊べる場を提供しています。プレイルームでは保育カリキュラムの提供もしています。 |

(3) こどもの交通安全の確保

現状と課題

- 愛知県は、車の保有台数、道路の総延長、運転免許保有人口など統計的にも自家用車依存度が高く、重大な交通事故の発生が非常に多い状況が続いています。
- 本市においても、横断歩道上でこどもが巻き込まれる事故などが発生しており、市民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉える意識を広げる取組が求められます。

方向性

- 交通事故の発生事例の分析を踏まえた道路施設・設備の改良や交通安全の啓発・教育など、学校、警察、道路管理者等の関係者が連携し、ハード・ソフト両面による交通安全対策を推進します。
- 一人ひとりの交通社会における意識の向上により事故防止を図れるよう、こどもの成長に応じ、段階的かつ体系的な交通安全教育を行います。

主な推進事業

| 事業名 | 事業概要 |
|------------------------|---|
| 交通安全の高揚事業 【防犯交通安全課】 | 市民の交通安全意識を高めるための交通安全教育を、地域や老人クラブ、幼稚園、保育園と協力して行います。 |
| 交通安全指導 【防犯交通安全課】 | 市民の交通安全意識を高めるための交通安全教育を、地域や老人クラブ、幼稚園、保育園と協力して行います。 |
| 交通少年団育成補助 【防犯交通安全課】 | 子どもの交通事故の急増という背景の中で、子どもを事故から守る地域運動として結成された交通少年団の活動に対し補助金の交付を行います。 |

数値目標

| 項目 | 現状値(基準年度) | 目標値(令和11年度) |
|------------|-----------|-------------|
| 交通安全教室実施回数 | 167回 | 160回 |

(4) こどもを守るための環境づくり

現状と課題

- こどもが健全に育っていくためには、こどもの安全が保障されていることが前提であり、日常生活における事故や危害を防ぐ防犯対策は欠くことのできない重要な取組です。こどもや女性、高齢者などの弱者が犯罪の被害者となることが多く、社会的な問題になっています。
- こどもが事故や犯罪に巻き込まれないか、こどもを取り巻く社会環境に不安を抱く保護者が増加しています。子ども・若者調査によると、インターネット空間で危ない目にあっただことがあるとの小中学生の回答もみられました。
- こどもが安全で健やかに過ごすことができ、保護者が安心してこどもを送り出せるよう、地域が一体となって犯罪や事故が起りにくい環境づくりに取り組んでいくことが求められます。
- 万一、こどもや女性、高齢者が犯罪に巻き込まれてしまった場合は、本人の長期にわたる心理的、身体的な悪影響を与えるだけでなく、その家族や地域社会全体にまで大きな影響を及ぼすため、本市では、地域が一丸となって犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現を目指し、令和4年1月8日に都市宣言「子ども・女性・高齢者を犯罪から守るまち岡崎」を宣言しています。

方向性

- 学校における不審者侵入訓練や体験型防犯教室を警察と連携して実施し、「自分の身は自分で守る」という防犯意識の高揚を図ります。
- 地域の見守り活動を実施している自主防犯活動団体への支援や警察と連携した「子ども110番の家」の推進、防犯情報メールマガジンやSNSによる不審者情報等の迅速な発信・情報共有を行います。
- 学校等と連携して被害防止教育を実施するとともに、こどもたちが安心して教育を受けるために、学校安全ボランティア等を効果的に活用して、地域社会全体でこどもの安全を見守る体制の充実を図ります。
- インターネットに起因するこどもの犯罪被害等を防止するため、保護者に対して啓発活動を実施します。また、こどもに対する情報モラル教育の取組によりこども自身が加害者とならないよう情報モラルの向上を目指します。
- こどもの火に対する意識を養い、火災予防への意識を高めるとともに、地域住民に対し防災意識の高揚と防火思想の普及に努めます。
- 風水害や地震など、いざというときにこどもを守るためのリスク管理、対応として、災害時要配慮者等への支援、子育てや教育の現場における業務継続計画の策定、訓練など、防災体制の充実を努めます。

■少年消防クラブ指導・育成



主な推進事業

| 事業名 | 事業概要 |
|---------------------------|---|
| 防犯意識の高揚事業 【防犯交通安全課】 | 地域の見守り活動を実施している自主防犯活動団体への継続的な支援を実施するとともに、「自分の身は自分で守る」防犯意識の醸成を図ります。 |
| 情報モラル出前講座 【視聴覚ライブラリー】 | 児童生徒や保護者・教員、一般市民を対象に情報モラルに関する講習会を行います。ネットトラブルに関する情報提供や注意喚起により、子ども自らが被害者にも加害者にもならないよう情報モラルの向上を目指します。 |
| 少年消防クラブ指導・育成 【消防本部予防課】 | 少年少女を中心とした防火・防災活動に携わる機会を作り、生活の中に“火災予防”の意識の醸成を図ります。 |

数値目標

| 項目 | 現状値 (基準年度) | 目標値 (令和11年度) |
|-------------|------------|--------------|
| 防犯講座等の開催数 | 110回 | 110回 |
| 情報モラル出前講座回数 | 25回 | 25回 |